

スポーツ団体ガバナンスコードについて

2023年12月

一般財団法人兵庫陸上競技協会

原則	自己説明項目	自己説明
<p>〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである</p>	<p>(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか</p>	<p>一般財団法人として、関係法令（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等）及び法人格の取得時に法務局・日本陸連・司法書士等の指導を受けながら制定した定款及び規定を遵守し運営を行っている。今後も、研修等の実施により役員等の研鑽を深め、法令等を遵守する体制を確保していく。</p>
	<p>(2) 法人格を有しない、団体として実態を備え、団体の規約等を遵守しているか</p>	<p>法人であるので該当しない</p>
	<p>(3) 事業運営にあたって適応される法令を遵守しているか</p>	<p>事業運営にあたって関係法令、条例及び定款、規則を遵守し、周知徹底して運営を行っている。</p>
	<p>(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員体制を整備しているか</p>	<p>団体運営について、評議員は9名、理事29人（うち会長1人、副会長3人）（専務理事1人、副専務理事1人、常務理事9人で常務理事会を構成）、監事2人（その他 名誉会長1名 顧問6名 参与15名）令和5年6月1日現在 事業運営については、10種の委員会を延べ140名の委員で構成し、運営を行っている。</p>
<p>〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである</p>		<p>定款において目標・目的を4条、5条に掲げてWebサイトで公表している。 また、日本陸連のビジョンでもあり当団体の目的の理念から現在社会への対応・多様化への対応等を考慮し、経営戦略会議において検討のうえ、「ウエルネス陸上の普及・振興」を基本方針として策定した。令和3年12月理事会で承認、令和4年5月理事会で短期中期目標5年計画を提示して、加入団体代表者会議にて発表した。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕暴力行為の根絶に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか又はコンプライアンスに関する研修会への参加を促すこと	現状においては、研修の実施は下部団体及び協力団体に委ね、当協会として理事について実施している。今後は、その都度、常識的なコンプライアンス教育、研修を幅広く実施できるよう、計画中である（併せて、顧問弁護士の任用を行う）。
	(2) 指導者・競技者に対しコンプライアンス教育を実施しているか又はコンプライアンスに関する研修会への参加を促しているか	同上
〔原則4〕公正かつ適切な会計処理を行うべきである	(1) 財務・経理の処理を適切に行い公正な会計原則を遵守すること	公正な会計原則に則り、適切に財務・経理の処理を行っている。
	(2) 国庫・補助金等の利用に関し適切な使用のために求められる法令ガイドライン等を遵守すること	補助金等の利用については、適用される法令やガイドラインを遵守し、適切に使用している。
	(3) 会計処理を公正かつ適正に行うための実施体制を整備すること	<p>収支は全て金銭出納帳に記入、支出については出金伝票に記載するとともに領収書等の証憑を添付して整理している。</p> <p>毎月月次決算として通帳のコピー、金銭出納書のコピー、出金伝票及び証憑を税理士に提出してチェックを受けている。</p> <p>毎事業年度終了後には、税理士の下で収支計算書・貸借対照表を作成し、監事の承認を経て理事会の承認及び評議員会決議を受けている。</p> <p>今後の課題として、会長及び複数人の理事によるチェック体制を構築する。</p>
〔原則5〕法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性の確保を図るべきである	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか	<p>協会運営に係る役員の選任については兵庫陸上競技要覧に於いて情報開示している。</p> <p>会計書類については、監事・理事会・評議員会の承認決議を得ているが、現在のところ、一般への開示はできていない。</p> <p>現在、開示方法及び範囲等について検討中である。</p>

原則	自己説明項目	自己説明
	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか	<p>組織運営に重要な影響を及ぼしうる役員の選任に関する情報については、定款第6章役員の項にて要覧で開示している。</p> <p>その他、県民の方々や陸上ファンへの積極的情報提供として、陸協だよりを発刊しているほか、陸協Webサイトで各種大会情報等を発信している。</p>
<p>[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである</p>		<p>特になし</p>